



平成 21 年 6 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社よみうりランド
代表者名 代表取締役社長 関根 達雄
(コード番号 9671 東証第1部)
問合せ先 取締役 総務部担当
氏 名 土方 功
(TEL 044-966-1131)

株券電子化に伴う「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」
の一部修正に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 24 日開催の当社取締役会において、いわゆる株券電子化の実施に伴い、平成 19 年 2 月 22 日開催の当社取締役会において導入を決議いたしました「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます）について、下記のとおり、形式的・技術的修正（以下「本一部修正」といいます）を行うことを決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、本一部修正については、当社の独立委員会の承認を得たうえで、決議しております。

記

1. 修正の理由

本一部修正は、平成 21 年 1 月 5 日における「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）の施行により、株券が電子化されるなどの関係法令の整備に伴い、本プランに所要の修正を加えるものです。本一部修正は、本プランにつき、最小限の形式的・技術的修正を加えるものであり、その実質的な内容に何ら変更を加えるものではありません。また、本一部修正は、法令等の改正に伴って必要な範囲で行われる所要の修正に過ぎないものですので、独立委員会の現任委員全員の一致による承認と当社取締役会決議によって行うことといたしました。

2. 修正の内容

本一部修正の内容は、以下の表のとおりであり、平成 21 年 6 月 24 日に効力を生じるものとします。なお、平成 19 年 9 月 30 日における「証券取引法等の一部を改正する法律」（平

成 18 年法律第 65 号) および「証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」(平成 19 年政令第 233 号) の施行に伴い、「証券取引法」は「金融商品取引法」に、「証券取引法施行令」は「金融商品取引法施行令」に、「証券取引所規則」は「金融商品取引所規則」に、それぞれ読み替えられております。修正前の本プランの内容については、当社ホームページに掲載の開示資料(平成 19 年 2 月 22 日「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の導入に関するお知らせ」http://www.yomiuriland.co.jp/ir/news/pdf/reports2006_9.pdf) (以下「本開示資料」といいます) をご参照下さい。

(修正箇所は、下線の部分です。)

修正前	修正後
<p>(本開示資料13ページ)</p> <p>(2) 本新株予約権の発行時に株主および投資家の皆様へ与える影響</p> <p>(略)</p> <p><u>なお、名義書換未了の株主の皆様に関しましては、本新株予約権の割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する本新株予約権の割当基準日までに、名義書換を完了していただく必要があります。</u></p>	<p>(2) 本新株予約権の発行時に株主および投資家の皆様へ与える影響</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p>
<p>(本開示資料 13 ページ)</p> <p>① <u>名義書換の手続</u></p> <p>当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、法令および当社定款に従い、これを公告します。基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられますので、<u>株主の皆様におかれましては、公告された基準日までに名義書換の手続を行っていただく必要があります(証券保管振替機構への預託を行っている株券につきましては、名義書換の手続は不要です)。</u></p>	<p>当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、法令および当社定款に従い、これを公告します。<u>この場合、</u>基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられます。</p>

修正前	修正後
<p>(本開示資料 14 ページ)</p> <p>② <u>新株予約権の行使または取得の手続</u></p> <p>当社は、基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書(当社所定の書式によるものとし、株主ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約する文言を含みます)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、<u>当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることとなります。</u></p>	<p>当社は、基準日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約する文言を含みます）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、<u>本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むとともに、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出することにより、1個の本新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることとなります。</u></p>
<p>(本開示資料 26 ページ)</p> <p>(別紙 5)</p> <p>1. 割当対象株主</p> <p>取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。</p>	<p>(別紙 5)</p> <p>1. 割当対象株主</p> <p>取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。</p>

以 上